

議案第 6 4 号

被用者年金制度の一元化等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定  
について

被用者年金制度の一元化等に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 7 年 1 1 月 2 6 日提出

大 口 町 長      鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 6 3 号）が平成 2 4 年 8 月 2 2 日に公布され、その一部が平成 2 7 年 1 0 月 1 日に施行されたことに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるからである。

被用者年金制度の一元化等に伴う関係条例の整理に関する条例

(大口町職員の再任用に関する条例の一部改正)

第1条 大口町職員の再任用に関する条例（平成13年大口町条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改める。

(大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第2条 大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年大口町条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86

	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が	0.88

	支給される場合を除く。)	
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下単に「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。)	0.80
	遺族厚生年金等(当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)	0.84
	遺族基礎年金(当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	0.88
	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

附則第 5 条第 2 項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0. 7 3
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0. 8 6
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成 2 4 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成 2 4 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0. 8 8
旧船員保険法による障害年金	0. 7 5
旧厚生年金保険法による障害年金	0. 7 5
旧国民年金法による障害年金	0. 8 9

（大口町消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第 3 条 大口町消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年大口町条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条第 1 項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金（第 1 8 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法（昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 6 3 号。以下この表及び次項の表において「平成 2 4 年一元化法」という。）附則第 4 1 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは平成 2 4 年一元化法附則第 6 5 条第 1 項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和 3 4 年法律第 1 4 1 号）に	0. 7 3
---	--	--------

	<p>よる障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。）</p>	
<p>2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.82（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.81）</p>
<p>3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.73</p>
<p>4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.82（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあ</p>

		っては、0.81)
5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。）	0.80
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87

附則第6条第2項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公	1 障害厚生年金等	0.86
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共	0.88

<p>務上の災害に係るものを除く。)</p>	<p>済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）</p>	
<p>2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>	<p>1 障害厚生年金等</p> <p>2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>0.91（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90）</p> <p>0.92（第1級の傷病等級に該当する障害に</p>



		係る傷病補償年金にあつては、0.91)
3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 障害厚生年金等	0.83
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 障害厚生年金等	0.89（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.88）
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.

		91)
5 遺族補償 年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 遺族厚生年金等	0.84
	2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
6 遺族補償 年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 遺族厚生年金等	0.89
	2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.92

附則第6条第3項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「年金たる給付の二が支給される場合にあつては、当該年金たる給付」を「法律による年金たる給付の数が二である場合にあつては、当該法律による年金たる給付」に、「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に、「年金たる給付の二が支給される場合にあつては、その合計額」を「法律による年金たる給付の数が二である場合にあつては、その合計額」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82）
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.

		82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.92)
3 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 旧船員保険法による障害年金	0.74
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	3 旧国民年金法による障害年金	0.89
4 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 旧船員保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当す

	る障害に係る障害補償年金にあつては0.82)
2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)
3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあ

		っては、0.92)
5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.93

附則第6条第4項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第5項を次のように改める。

- 5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が二である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
-----------------	------

障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0. 8 6
障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0. 8 8

附則第6条第6項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第8条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の右欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条による改正後の大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新非常勤職員公務災害補償条例」という。）及び第3条による改正後の大口町消防団員等公務災害補償条例（以下「新消防団員等公務災害補償条例」という。）の規定は、平成27年10月1日から適用する。

##### （経過措置）

- 2 新非常勤職員公務災害補償条例附則第5条及び新消防団員等公務災害補償条例附則第6条の規定は、平成27年10月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 平成24年一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長

期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下「平成27年地共済経過措置政令」という。）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法



律（平成24年法律第96号）第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合（平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新非常勤職員公務災害補償条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。

4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に第2条による改正前の大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新非常勤職員公務災害補償条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

5 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に第3条による改正前の大口町消防団員等公務災害補償条例附則第6条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新消防団員等公務災害補償条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

第1条関係 大口町職員の再任用に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>附 則 (特定警察職員等への適用期日)</p> <p>2 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号に規定する特定警察職員等(附則第4項において「特定警察職員等」という。)である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。</p>	<p>附 則 (特定警察職員等への適用期日)</p> <p>2 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第18条の2第1項第1号に規定する特定警察職員等(附則第4項において「特定警察職員等」という。)である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。</p>

第2条関係 大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正  
新旧対照表

新		
附 則 (他の法令による給付との調整)		
第5条 略		
傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0. 73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0. 86
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0. 88
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0. 75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0. 75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0. 89

新

障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
	遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）
遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）		0.84
遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金		0.88
国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金		0.80
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金		0.80
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金		0.90

2 略

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給さ	0.86

新

<u>れる場合を除く。)</u>	
<u>障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）</u>	0.88
<u>旧船員保険法による障害年金</u>	0.75
<u>旧厚生年金保険法による障害年金</u>	0.75
<u>旧国民年金法による障害年金</u>	0.89

旧

附 則

(他の法令による給付との調整)

第5条 略

傷病補償年金	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の障害年金」という。）	0.89
	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88
	障害補償年金	旧船員保険法の障害年金
	旧厚生年金保険法の障害年金	0.74
	旧国民年金法の障害年金	0.89
	障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済	0.88

旧

	年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)	
遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.80
	遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88

2 略

旧船員保険法の障害年金	0.75
旧厚生年金保険法の障害年金	0.75
旧国民年金法の障害年金	0.89
障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88

第3条関係 大町消防団員等公務災害補償条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>(他の法律による給付との調整)</p> <p>第6条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該年金たる損害補償の事由</u>となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から<u>当該年金たる損害補償の事由</u>となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に<u>掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額</u>を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p> <p>【別記】</p> <p>2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該年金たる損害補償の事由</u>となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当</p>	<p>附 則</p> <p>(他の法律による給付との調整)</p> <p>第6条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該損害補償の事由</u>となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から<u>当該損害補償の事由</u>となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に<u>掲げる年金たる給付の額の合計額</u>を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p> <p>【別記】</p> <p>2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該損害補償の事由</u>となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当</p>



新	旧
<p>げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から<u>当該年金たる損害補償</u>の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>	<p>該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から<u>当該損害補償</u>の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。</p>
<p>【別記】</p>	<p>【別記】</p>
<p>3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該年金たる損害補償</u>の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（<u>当該法律による年金たる給付の数が二である場合</u>にあっては、当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から<u>当該年金たる損害補償</u>の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（<u>当該法律による年金たる給付の数が二である場合</u>にあって</p>	<p>3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該損害補償</u>の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（<u>当該年金たる給付の二が支給される場合</u>にあっては、<u>当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率</u>）を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から<u>当該損害補償</u>の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（<u>当該年金たる給付の二が支給される場合</u>にあっては、その合計額）を控除した残額を下</p>

新	旧		
<p>は、その合計額) を控除した残額を下回る場合には、当該残額) を支給し、その額に 50 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げる。</p>	<p>回る場合には、当該残額) を支給し、その額に 50 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときは、これを 100 円に切り上げる。</p>		
<p>【別記】</p>	<p>【別記】</p>		
<p>4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる法律による年金たる給付の額を控除した残額を支給する。</u></p>	<p>4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる年金たる給付の額を控除した残額を支給する。</u></p>		
<p>(1)・(2) 略</p>	<p>(1)・(2) 略</p>		
<p>5 <u>休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第 8 条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額</u>  <u>(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が二である場合にあっては、その合計額)を 365 で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額) を支給する。</u></p>	<p>5 <u>休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は国民年金法の規定による障害基礎年金の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、第 1 項又は第 2 項に規定する場合に応じ、それぞれ第 1 項又は第 2 項に規定する傷病補償年金について定める率を乗じて得た額</u>  <u>(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額(当該年金たる給付の二が支給される場合にあっては、その合計額)を 365 で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額) を支給する。</u></p>		
<table border="1"> <tr> <td>障害厚生年金等及び障害基礎年金</td> <td>0. 73</td> </tr> </table>	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0. 73	
障害厚生年金等及び障害基礎年金	0. 73		
<table border="1"> <tr> <td>障害厚生年金等(当該損害補償の</td> <td>0. 86</td> </tr> </table>	障害厚生年金等(当該損害補償の	0. 86	
障害厚生年金等(当該損害補償の	0. 86		

新		旧													
事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)															
障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88														
<p>6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、<u>第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額</u>（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される<u>当該法律による年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額</u>）を支給する。</p> <table border="1"> <tr> <td>旧船員保険法による障害年金</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>旧厚生年金保険法による障害年金</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>旧国民年金法による障害年金</td> <td>0.89</td> </tr> </table>		旧船員保険法による障害年金	0.75	旧厚生年金保険法による障害年金	0.75	旧国民年金法による障害年金	0.89	<p>6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、<u>当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額</u>（その額が<u>この条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額</u>）を支給する。</p> <table border="1"> <tr> <td>旧船員保険法の規定による障害年金</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>旧厚生年金保険法の規定による障害年金</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>旧国民年金法の規定による障害年金</td> <td>0.89</td> </tr> </table>		旧船員保険法の規定による障害年金	0.75	旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.75	旧国民年金法の規定による障害年金	0.89
旧船員保険法による障害年金	0.75														
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75														
旧国民年金法による障害年金	0.89														
旧船員保険法の規定による障害年金	0.75														
旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.75														
旧国民年金法の規定による障害年金	0.89														
7 略		7 略													

第6条第1項の表

<p>1 傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)</p>	<p>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。)</p>	<p>0.73</p>
<p>2 傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.82(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.81)</p>
<p>3 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.73</p>
<p>4 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.82(第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.81)</p>
<p>5 遺族補償年金 (第18条の2</p>	<p>厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族</p>	<p>0.80</p>

新

<p><u>に規定する公務上の災害に係るものを除く。)</u></p>	<p>共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。）</p>	
<p>6 <u>遺族補償年金</u> (<u>第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)</u></p>	<p>遺族厚生年金等及び遺族基礎年金</p>	<p>0.87</p>

第6条第2項の表

<p>1 <u>傷病補償年金</u></p>	<p>1 <u>障害厚生年金等</u></p>	<p>0.86</p>
<p>(<u>第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)</u></p>	<p>2 <u>障害基礎年金</u>（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）</p>	<p>0.88</p>

新

<p>2 傷病補償年金 (第18条の2 に規定する公務 上の災害に係る ものに限る。)</p>	<p>1 障害厚生年金等</p>	<p>0.91 (第1級 又は第2級の傷病 等級に該当する障 害に係る傷病補償 年金にあつては、 0.90)</p>
	<p>2 障害基礎年金 (当該損害補償の事由となった 障害について平成24年一元化法改正前国共済 法等による障害共済年金が支給される場合を除 く。)</p>	<p>0.92 (第1級 の傷病等級に該当 する障害に係る傷 病補償年金にあつ ては、0.91)</p>
<p>3 障害補償年金 (第18条の2 に規定する公務 上の災害に係る ものを除く。)</p>	<p>1 障害厚生年金等</p>	<p>0.83</p>
	<p>2 障害基礎年金 (当該損害補償の事由となった 障害について平成24年一元化法改正前国共済 法等による障害共済年金が支給される場合を除 く。)</p>	<p>0.88</p>
<p>4 障害補償年金 (第18条の2 に規定する公務 上の災害に係る ものに限る。)</p>	<p>1 障害厚生年金等</p>	<p>0.89 (第1級 又は第2級の障害 等級に該当する障 害に係る障害補償 年金にあつては、 0.88)</p>
	<p>2 障害基礎年金 (当該損害補償の事由となった 障害について平成24年一元化法改正前国共済 法等による障害共済年金が支給される場合を除 く。)</p>	<p>0.92 (第1級 の障害等級に該当 する障害に係る障 害補償年金にあつ ては、0.91)</p>
<p>5 遺族補償年金 (第18条の2 に規定する公務 上の災害に係る ものを除く。)</p>	<p>1 遺族厚生年金等</p>	<p>0.84</p>
	<p>2 遺族基礎年金 (当該損害補償の事由となった 死亡について平成24年一元化法附則第37条 第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平 成24年一元化法附則第61条第1項に規定す</p>	<p>0.88</p>

新

	る給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	
6 遺族補償年金	1 遺族厚生年金等	0.89
（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.92

第6条第3項の表

1 傷病補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
2 傷病補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82）

新

	2. <u>旧厚生年金保険法による障害年金</u>	0. 8 3 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0. 8 2)
	3. <u>旧国民年金法による障害年金</u>	0. 9 3 (第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0. 9 2)
3. <u>障害補償年金</u> ( <u>第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。</u> )	1. <u>旧船員保険法による障害年金</u>	0. 7 4
	2. <u>旧厚生年金保険法による障害年金</u>	0. 7 4
	3. <u>旧国民年金法による障害年金</u>	0. 8 9
4. <u>障害補償年金</u> ( <u>第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。</u> )	1. <u>旧船員保険法による障害年金</u>	0. 8 3 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0. 8 1、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0. 8 2)
	2. <u>旧厚生年金保険法による障害年金</u>	0. 8 3 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0. 8 1、第2級の障害等級に該当する障害に係る)



新

		る障害補償年金に あつては0.8 2)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級 又は第2級の障害 等級に該当する障 害に係る障害補償 年金にあつては、 0.92)
5 遺族補償年金 (第18条の2 に規定する公務 上の災害に係る ものを除く。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定 する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定 する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定 する年金たる給付のうち母子年金、準母子年 金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
6 遺族補償年金 (第18条の2 に規定する公務 上の災害に係る ものに限る。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定 する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定 する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定 する年金たる給付のうち母子年金、準母子年 金、遺児年金又は寡婦年金	0.93

第6条第1項の表

傷害補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下同じ。）	0.73
障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金	0.73
遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金法等の一時を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定により支給する遺族基礎年金を除く。以下同じ。）	0.80

第6条第2項の表

傷病補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.86
	国民年金法の規定による障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害により国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この条において「国家公務員共済組合法等」という。）の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.83
	国民年金法の規定による障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害により国家公務員共済組合法等の規定による障害共済年金が支給される場	0.88

旧

	合を除く。)	
遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金	0.84
	国民年金法の規定による遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡により国家公務員共済組合法等の規定による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88

第6条第3項の表

傷病補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の規定による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の規定による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の規定による障害年金」という。）	0.89
障害補償年金	旧船員保険法の規定による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.74
	旧国民年金法の規定による障害年金	0.89
遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90